

構造計算の基準については、令第81条に、荷重・外力によって建築物の各部分に生じる力及び変形を連続的に把握し、限界値（耐力及び変形限度）を超えないものとするとして規定されている。これは地震に対していわゆる時刻歴応答解析を実施することを想定しているものであるが、その他の荷重・外力については必ずしもその必要はない。特に、風圧力については高層やスパンの大きな建築物の場合にその外形の変状に応じて風力係数を逐次計算することが必要な場合があるが、多くの建築物はその各部分に作用する風圧力を令第87条の規定等をもとに静的な外力に置き換えて計算することが可能である。また、本規定は超高層建築物以外にも適用可能（法第20条第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロ）とされていることから、低層、軽量の構造等については動的解析を行わなくともよい場合がある。いずれの場合においても、構造形式や接合部の詳細については適切にモデル化を行い、解析上の仮定と齟齬のないようにしなければならない。

本条に規定する構造計算は、時刻歴応答解析や除外された仕様規定に対する同等性の評価に当たり詳細な検討を行うことから、安全性の評価を受ける場合には、個々の建築物の実況に応じた荷重・外力や各部材の復元力特性等の設定について高度な判断を要するため、本条の規定に基づき大臣の認定を受ける必要があることとされている。

告 示 平12建告第1461号

（最終改正 平19年5月18日国土交通省告示第622号）

#### 超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第1項第四号の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条の2第1項に規定する超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物の各部分の固定荷重及び積載荷重その他の実況に応じた荷重及び外力（令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における積雪荷重を含む。）により建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。
- 二 建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行うこと。
  - イ 令第86条に規定する方法によって建築物に作用する積雪荷重を計算すること。ただし、特別な調査又は研究により当該建築物の存する区域における50年再現期待値（年超過確率が2パーセントに相当する値をいう。）を求めた場合においては、当該値とすることができる。
  - ロ イの規定によって計算した積雪荷重によって、建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。
  - ハ イの規定によって計算した積雪荷重の1.4倍に相当する積雪荷重によって、建築物が倒壊、崩壊等しないことを確かめること。
  - ニ イからハマまでに規定する構造計算は、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減して行うことができる。この場合において、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示すること。
- 三 建築物に作用する風圧力について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、水平面内での風向と直交する方向及びねじれ方向の建築物の振動並びに屋根面においては鉛直方向の振動を適切に考慮すること。